

[事案 2020-48] 重度疾病保険金支払請求

・令和2年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始日から90日を経過する日以前に悪性新生物に罹患していたことを理由に、保険金の支払いを拒否されことを不服として、保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年6月に湿潤性乳管癌と診断確定されたため、平成31年4月に契約した医療総合保険等にもとづき保険金を請求したところ、責任開始日から90日を経過する日以前に悪性新生物に罹患していたことを理由として、支払いを拒否された。しかし、募集人から90日の不担保期間や重要事項の説明がなかったことから、重度疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の約款では、責任開始日から90日を経過する日以前に悪性新生物に罹患したことがないこと、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険期間中に悪性新生物に罹患したと、医師により病理組織学的所見によって診断確定されたことが、保険金の支払事由となっている。
- (2)募集人は、募集時に90日の不担保期間について設計書を用いて説明し、重要事項についても、重要事項説明書を用いて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款に定める保険金の支払事由を満たしているとは認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。